（リテール向けエクスポージャーのプールへの割当ての手続の健全性の維持）

第百七十三条　内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーについて、年一回以上の割合で各プールの損失特性及び延滞状況を見直さなければならない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、各リテール向けエクスポージャーが継続的に適切なプールに割り当てられていることを確認するために、当該プールに属するリテール向けエクスポージャーの代表的な標本の調査その他の方法により、年一回以上各プール内の個々の債務者の状況を見直さなければならない。

第三目　格付の書換え

（格付の書換え）

第百七十四条　内部格付手法採用最終指定親会社は、人的判断に基づく内部格付制度の運用を行っている場合は、次に掲げる事項その他の格付及び推計値の変更に係る事項について明確な規定を設けなければならない。

一　変更の方法

二　変更可能な範囲

三　変更の責任者

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、モデルに基づく内部格付制度の運用を行っている場合は、次に掲げる事項を監視するための手続及びガイドラインを設けなければならない。

一　人的判断によるモデルに基づく格付付与又は推計結果の変更

二　モデルに用いる変数の除外

三　モデルの入力値の変更

3　前項のガイドラインは、格付付与又は推計結果の変更に関する責任者を特定するものでなければならない。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、格付及び推計値について変更を行った場合は、当該変更ごとに変更後の実績を記録しなければならない。

第四目　データの維持管理

（事業法人等向けエクスポージャーに関するデータの維持管理）

第百七十五条　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについて、次に掲げる情報を保存しなければならない。

一　債務者及び保証人に初めて債務者格付を付与した日以降の債務者格付を付与した日、当該債務者格付の付与に用いた方法及び主要なデータ、格付付与の責任者、推計に使用したモデルその他の債務者及び保証人に関する債務者格付の履歴に係る情報

二　デフォルトした債務者及びエクスポージャーの特定並びにデフォルトが発生した時期及びその状況に係る情報

三　格付に対応したPD、PDの実績値及び格付の推移に係るデータ

2　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについて、次に掲げる情報を保存しなければならない。

一　各エクスポージャーに対するLGD及びEADの推計値に関するデータの完全な履歴、当該推計に使用した主要なデータ並びに格付付与の責任者及び推計に使用したモデルに係る情報

二　デフォルトしたエクスポージャーに関するLGD及びEADの推計値及び実績値

三　保証又はクレジット・デリバティブの効果を勘案する前後における当該エクスポージャーのLGDに関するデータ（保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果をLGDの推計において勘案している場合に限る。）

四　回収額、担保、残余財産の分配又は保証その他の回収方法、回収に要した期間、回収費用その他のデフォルトした各エクスポージャーの損失又は回収に係るデータ

（リテール向けエクスポージャーに関するデータの維持管理）

第百七十六条　内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーについて、次に掲げる情報を保存しなければならない。

一　債務者及びエクスポージャーの特性に関するデータその他のエクスポージャーをプールに割り当てる過程で用いたデータ

二　延滞に関するデータ

三　プールに対応するPD、LGD及びEADの推計値に関するデータ

四　デフォルトしたエクスポージャーが、デフォルトする前一年間にわたって割り当てられていたプールに関するデータ並びにLGD及びEADの実績値

第五目　ストレス・テスト

（自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト）

第百七十七条　内部格付手法採用最終指定親会社は、自己資本の充実度を評価するために適切なストレス・テストを実施しなければならない。

2　前項の規定によるストレス・テストは、経済状況の悪化、市場環境の悪化及び流動性の悪化その他の内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスクに係るエクスポージャーに好ましくない効果を与える事態の発生又は経済状況の将来変化を識別するものであって、かつ、こうした好ましくない変化に対する内部格付手法採用最終指定親会社の対応能力の評価を含むものでなければならない。

（信用リスクのストレス・テスト）

第百七十八条　内部格付手法採用最終指定親会社は、特定の条件が信用リスクに対する所要自己資本の額に及ぼす影響を評価するために、当該最終指定親会社等のエクスポージャーの大部分を占めるポートフォリオについて、少なくとも緩やかな景気後退シナリオの効果を考慮した有意義かつ適度に保守的な信用リスクのストレス・テストを定期的に実施しなければならない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、前項の規定によりストレス・テストを実施するに当たっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　内部のデータにより、少なくともいくつかのエクスポージャーについて格付の遷移を予測すること。

二　信用環境のわずかな劣化が当該最終指定親会社の格付に及ぼす影響を考慮することにより、信用環境がより悪化した場合に生じうる影響について情報を得ること。

三　当該最終指定親会社の格付を外部格付の区分に大まかに紐付けする方法その他の方法により外部格付の格付推移実績を考慮すること。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、第百三十一条の規定を適用する場合は、第一項の規定によりストレス・テストを実施するに当たって、前項各号に掲げる要件に加えて次に掲げる要件も満たさなければならない。

一　保証人又はプロテクション提供者が格付の変化により第百三十一条第二項第三号に掲げる要件を満たさないこととなるときの影響を考慮すること。

二　保証人若しくは被保証債権の債務者のいずれか又はプロテクション提供者若しくは原債権の債務者のいずれかがデフォルトした場合の影響を考慮すること。

第三款　内部統制

（取締役会等）

第百七十九条　内部格付手法採用最終指定親会社は、内部統制について、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一　格付付与手続（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当て並びに各エクスポージャーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手続を総称していう。以下この款において同じ。）に関するすべての重要事項は、取締役会等及び執行役員の承認を得ていること。